

岐阜県事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県公共事業再評価要綱第8条第2項の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再評価システムの運用状況の確認
- (2) 再評価の対象事業に関し、県が作成した対応方針案の審議
- (3) 対応方針案に係る意見の具申
- (4) その他委員長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

- 2 委員は、県内の実状を理解し、公平な立場にある有識者のうちから、岐阜県知事(以下「知事」という。)が委嘱する。この場合において、別に定めるところにより、委員の一部を公募によることができるものとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。ただし、公募により委嘱する委員の再任は、原則として1回に限るものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってあてる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員会が審議対象事業の現地調査を行う場合については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(公表)

第6条 委員会の会議は、原則公開する。ただし、審議する事項が次の各号に該当す

ると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 岐阜県情報公開条例(平成12年12月27日岐阜県条例第56号)第6条の各号に該当するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき

2 前項の規定により会議を公開しない場合には、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

3 委員会の議事録は、審議の概要を記した要点筆記とし、原則公表する。

(意見の聴取)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は、関係者の出席を求め、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(市町村事業等)

第8条 委員会は、市町村等が事業主体である事業について、知事が当該市町村長等からその評価の依頼を受けた場合には、当該事業に関し第2条に規定する事務を行うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。